

低所得であるひとり親世帯に対する緊急の支援に関する法律案

右の議案を提出する。

令和二年十一月十六日

提出者

長妻 昭

大河原雅子

尾辻かな子

早稲田夕季

川内博史

山井和則

吉川 元

宮本 徹

西岡秀子

賛成者

安住 淳

阿久津幸彦

阿部知子

青柳陽一郎

青山大人

荒井 聰

伊藤俊輔

池田真紀

石川香織

泉 健太

稲富修二

今井雅人

|      |       |      |      |       |       |       |       |       |       |      |      |      |
|------|-------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|
| 手塚仁雄 | 高木鍊太郎 | 下条みつ | 重徳和彦 | 佐々木隆博 | 小宮山泰子 | 菊田真紀子 | 亀井亜紀子 | 海江田万里 | 岡本あき子 | 大西健介 | 小熊慎司 | 生方幸夫 |
| 寺田学  | 武内則男  | 白石洋一 | 階猛   | 佐藤公治  | 後藤祐一  | 黒岩宇洋  | 菅直人   | 柿沢未途  | 岡本充功  | 逢坂誠二 | 小沢一郎 | 江田憲司 |
| 照屋寛徳 | 津村啓介  | 末松義規 | 篠原豪  | 斉木武志  | 近藤和也  | 玄葉光一郎 | 吉良州司  | 金子恵美  | 奥野総一郎 | 岡島一正 | 大串博志 | 枝野幸男 |
| 中川正春 | 辻元清美  | 関健一郎 | 篠原孝  | 櫻井周   | 近藤昭一  | 源馬謙太郎 | 城井崇   | 神谷裕   | 落合貴之  | 岡田克也 | 大島敦  | 小川淳也 |

|      |       |      |      |       |       |      |      |      |      |       |       |       |
|------|-------|------|------|-------|-------|------|------|------|------|-------|-------|-------|
| 本村伸子 | 田村貴昭  | 穀田恵二 | 笠浩史  | 山本和嘉子 | 山岡達丸  | 矢上雅義 | 宮川伸  | 松平浩一 | 本多平直 | 平野博文  | 野田佳彦  | 中島克仁  |
| 浅野哲  | 高橋千鶴子 | 志位和夫 | 渡辺周  | 柚木道義  | 山川百合子 | 谷田川元 | 村上史好 | 松原仁  | 牧義夫  | 広田一   | 長谷川嘉一 | 中谷一馬  |
| 井上一徳 | 畑野君枝  | 清水忠史 | 赤嶺政賢 | 横光克彦  | 山崎誠   | 屋良朝博 | 森田俊和 | 道下大樹 | 松尾明弘 | 古本伸一郎 | 原口一博  | 中村喜四郎 |
| 岸本周平 | 藤野保史  | 塩川鉄也 | 笠井亮  | 吉田統彦  | 山花郁夫  | 山内康一 | 森山浩行 | 緑川貴士 | 松田功  | 堀越啓仁  | 日吉雄太  | 長尾秀樹  |

高井崇志

前原誠司

玉木雄一郎

山尾志桜里

中山成彬

古川元久

低所得であるひとり親世帯に対する緊急の支援に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金が、低所得であるひとり親世帯への支援において一定の効果を発揮したものの、なお、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置による低所得であるひとり親世帯への経済的な影響が続いていることに鑑み、低所得であるひとり親世帯に対する更なる支援を緊急に行うため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「新型コロナウイルス感染症」とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。

2 この法律において「令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金」とは、令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等に係る差押禁止等に関する法律（令和二年法律第五十五号）第三項第一号に掲げる給付金をいう。

(給付金の支給のための財政上の措置等)

第三条 政府は、令和二年十二月三十一日までに令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金（収入の減少があ

ったことを要件として受給者に追加的に支給されるものを除く。)と同様の給付金の支給が行われるよう、必要な財政上の措置その他の措置を速やかに講ずるものとする。

(譲渡等の禁止)

第四条 前条の規定により措置された給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 前条の規定により措置された給付金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができない。

附 則

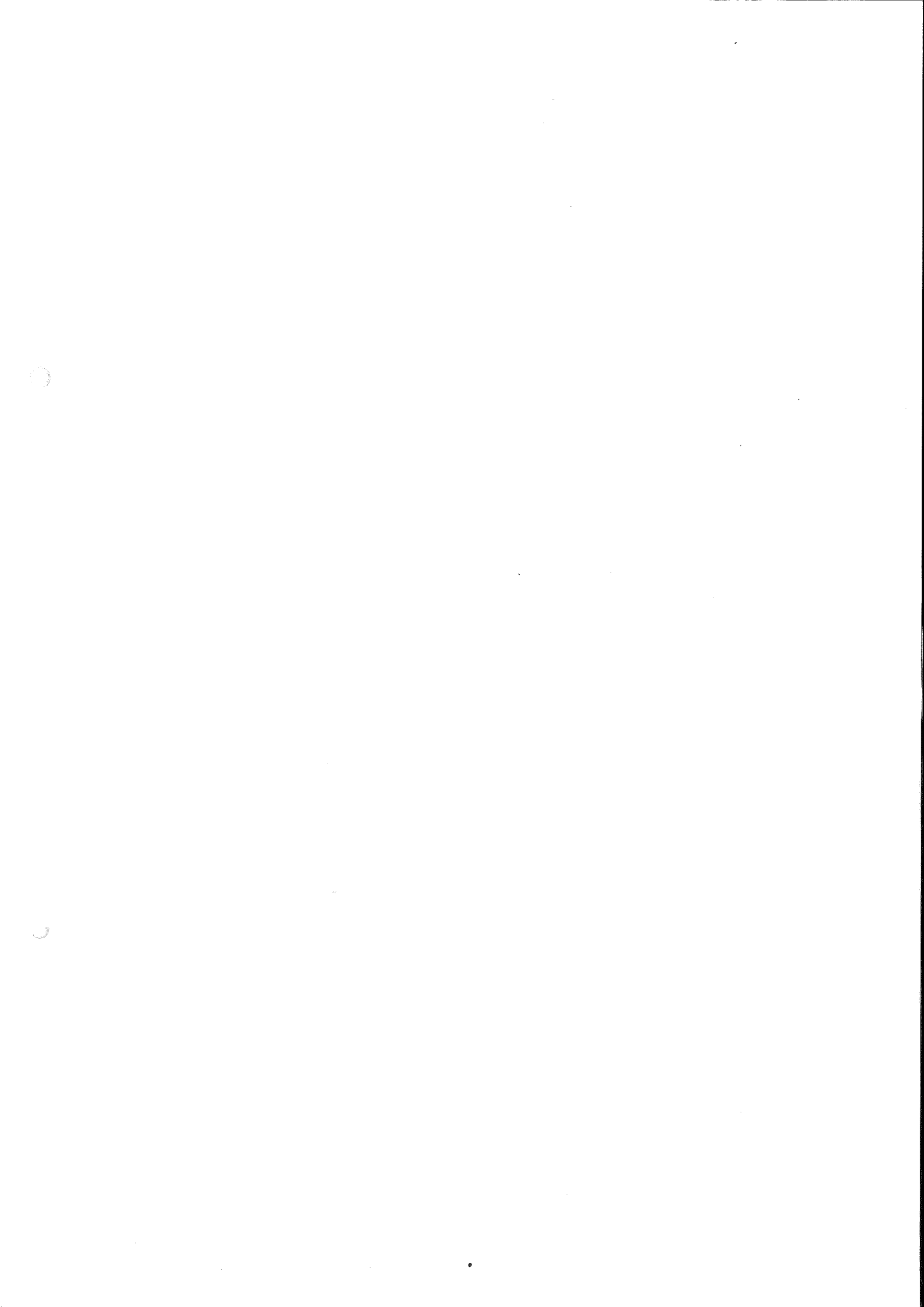
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(ひとり親世帯以外の低所得者世帯に対する給付金の支給についての検討)

2 政府は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置による経済的な影響が続いていることに鑑み、児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第三条第一項に規定する児童の属する低所得者世帯であつて第三条の規定により措置された給付金の支給対象とならないものに対する給付金の

支給について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。





## 理由

令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金が、低所得であるひとり親世帯への支援において一定の効果を発揮したものの、なお、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置による低所得であるひとり親世帯への経済的な影響が続いていることに鑑み、低所得であるひとり親世帯に対する更なる支援を緊急に行うため必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。